

滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例について

1 制定の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、滋賀県職員であった者であって離職後に営利企業等に就職したもの（再就職者）による依頼等の規制等に関し必要な事項を定めるため、滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例を制定したものです。

2 地方公務員法の改正概要および条例の概要

地方公務員法の改正概要（平成28年4月1日施行）			
項目	内容		
(1) 再就職者による現職職員への働きかけの禁止	[法律で定められている事項]		
	対象者	禁止期間	禁止される働きかけの内容
	① すべての再就職者	離職後2年間	離職前5年間の職務に属する契約・処分
		期間定めなし	在職中に自らが決定した契約・処分
② 離職前5年より前に地方公共団体の長の直近下位の組織の長またはこれに準ずる職に就いていた再就職者	離職後2年間	当該職に就いていた時の職務に属する契約・処分	
(2) 退職管理の適正を確保するための措置	[法律で定められている事項]		
	退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずること		
(3) 再就職情報の届出	[条例で定められている事項]		
(4) 働きかけ禁止違反への監視	[法律で定められている事項]		
(5) 罰則	人事委員会から任命権者に対する調査の要求、調査経過の報告要求・意見陳述 など		
	[法律で定められている事項]		
	[条例で定められている事項]		

条例の概要（平成28年4月1日施行）
<p>第1条（趣旨） この条例は、地方公務員法の規定に基づき、再就職者による依頼等の規制等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2条（再就職者による依頼等の規制） 離職前5年より前に国の部課長に相当する職として人事委員会規則に定めるものに就いていた再就職者は、離職後2年間、当該職に就いていた時の職務に属する契約・処分に関し、現職職員への働きかけをしてはならない。</p>
<p>第3条（任命権者への届出） 管理または監督の地位にある職として人事委員会規則で定めるものに就いていた再就職者は、離職後2年間、任命権者に再就職情報を届け出なければならない。</p>
<p>第4条（公表） 知事は毎年度、第3条に基づき届出を受けた再就職情報をインターネット等により公表しなければならない。</p>
<p>第5条（罰則） 第3条の届出義務違反者は、10万円以下の過料に処する。</p>